

## 指名停止措置について

◎指名停止業者

大新東株式会社

代表取締役 保永 茂樹

(法人番号 8012401019180)

◎指名停止期間

令和8年4月28日から令和9年1月27日（9カ月）

◎指名停止理由

令和3年1月29日に永田町PFI株式会社と契約を締結した「内閣府新庁舎（仮称）整備等事業」のうち、「官用車運行管理業務」において、貴社が、多重事故を発生させ、1名が死亡し、6名が重軽傷を負う重大事故を生じさせたことは、「不正又は不誠実な行為」に該当し、契約相手方として不適當であると認められるため。